旧一般ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給 区域等小売供給約款における料金を算定した際 に定められた原価算定期間又は原資算定期間終 了後に経済産業省が毎年行う定期的な評価につ いて

関東経済産業局長からの定期的評価に関する委員会への意見聴取について、審査しましたので、別紙のとおり関東経済産業局長に意見を回答いたしました。

官 印 省 略 20241025 関東第 72 号 令和 7 年 1 月 3 0 日

関東経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

旧一般ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給区域等小売供給約 款における料金を算定した際に定められた原価算定期間又は原価 算定期間終了後に経済産業省が毎年度行う定期的な評価について (回答)

令和6年10月25日付け20241018関東第1号により貴職から当委員会に意見を求められた上記の件について、審査を行いました。

審査の結果、下記の対象事業者について、電気事業法等の一部を改正する等の 法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等(20170329資 第5号)第2(8)④に照らし、値下げ認可申請の必要があるとは認められませ んでした。

記

(対象事業者)

• 日本瓦斯株式会社

法人番号 9010001061924